

近代日本における植民地体育政策の研究（第4報）

—帝政下における新学制と植民地体育・スポーツ政策の構想—

保健体育教室 入江克己

A Study of the Colonial Policy of Physical Education
by the Pre-War Japanese Authorities (Part4)

～Formation of New Educational System and Working over the Colonial Policy
of Physical Educational Ideas under Imperial Government of Manchukuo～

Katsumi IRIE*

はじめに

執政から帝政に移行することによって日滿のファシズム教育ならびに体育の体制が、さらに強化されていくことになるが、本稿では、(第3報)に引き続いて帝政下における植民地体育政策に関して以下の点について考察する。

- (1) 帝政実施後における日本の治外法権の撤廃と満鉄付属地の行政権の委譲以後における行政機構の再編
- (2) 教育の日滿ファシズム体制への組み込みと建国精神および溥儀の訪日宣詔の趣旨である日滿一体、五族協和にもとづいた植民地教育制度の再編の過程
- (3) 帝政下における植民地体育・スポーツ政策理念と制度的な構想と整備の過程

1. 教育行政機構の再編と溥儀の再訪日

(1) 治外法権撤廃と行政権の委譲

1934年3月の帝政実施に伴って行政機構の一部改正が行なわれたが、1937(昭和12 康德4)年に日本の治外法権撤廃および満鉄付属地行政権の移譲に対応するために同年5月8日に満州国政治行政機構改革大綱を発表するとともに、6月5日に組織法の一部改正と國務院官制・國務院各部官制を公布し、7月1日に実施した。その改正の観点は以下の点にあった。

- (1) 行政機構を簡素化し、政府各部の企画、執行の一元化をはかり、運営の効率化をはかる。
- (2) 対内外政策を國務総理の権限下におき、政治の分立化を防ぐ。
- (3) 関係機構を一元的に統合、強化し、地方軍警と一般行政を密にすることによって、治安対策を期する。
- (4) 経済開発の体制を整備し、重要産業に対する統制機能を強化する。

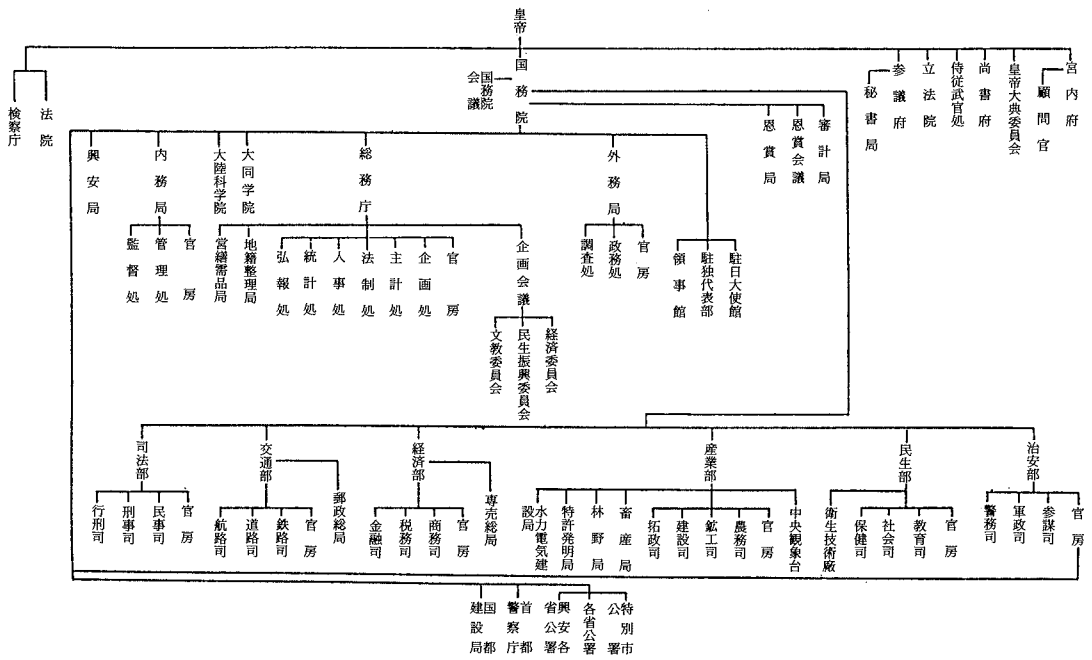
* Department of the Method of Health and Physical Education

- (5) 民心の作興と民力の涵養をはかり，農村の振興を期する。
- (6) 中央・地方の連携を強化する一方，地方行政の機能を拡充し，画一主義を改める。
- (7) 地方自治を育成し，行政・文化・経済等にわたる有機的な総合組織体として充実させる。

その結果，具体的には①従来の国務院9部を治安，民生，司法の行政3部と産業，経済，交通の3部とし，国務院内局に外務・内務・興安の3局を設け，②民生部を新設し，教育，社会，保健に関する行政を統合するとともに，③文教部を廃止し，民生部の所管とする，こととなったが，その主な内容は，次のようであった。

- (1) 民生部の新設—教育・社会・保健等民心の作興と民生の安定に関する行政を所掌。民政部は廃止する。
- (2) 治安部の新設—治安対策として関東軍との合議により治安警察，すなわち治安部を新設する。
- (3) 文教部の廃止—教育行政を民政部に移管し，文教部を廃止する（後に復活する）。
- (4) 外交部の廃止—日満一体化を強化するため満州国の外交を国務総理に主管とする（以上，資料—1参照）。

資料—1 1937年7月1日新行政機構の概要一覽



* 『満州国史 総論』 574ページ

(2) 国本奠定詔書の渙発と建国神廟の創建

「暴支膺懲」のための「聖戦」と称する日中戦争は，次第に泥沼化していった。近衛内閣は，1937(昭和12)年7月11日に「重大決意」を発表し，挙国一致の体制づくりを旗あげするとともに，8月14日には「挙国一致・尽忠報国・堅忍持久」をスローガンとする国民精神総動員運動を展開することを閣議決定し，10月12日には有馬良橘海軍大將を会長（明治神宮体育会長）とする国民精神総動員運動中央連盟が結成された。

その結果、思想教化運動と第1、2次人民戦線事件に対する思想弾圧が強化され、米内内閣を後継した近衛内閣は、1940(昭和15)年7月17日に「八紘一宇」を根本理念とし、「皇国」を核とする日滿華の「大東亜新秩序建設」をめざす「根本方針」を掲げ、また外相に就任した松岡洋右も、8月1日に大東亜共栄圏の確立を叫び、米英を牽制するため9月27日、日独伊の三国同盟条約に調印する。そうしたなか皇帝溥儀は、日本の紀元二千六百年を慶祝するため、熙洽宮内府大臣、星野直樹総務長官、御用係吉岡中将等とともに1940(昭和15 康徳7)年6月22日から19日間にわたって再度訪日することになる。6月22日、新京を出発し、大連から軍艦日向で横浜に到着。26日上京して、天皇、皇后に対面するとともに、7月2日には京都に滞在。伊勢神宮等を参拝し、同6日に同じ日向で大阪港を出発し、10日大連港から帰着している。

この伊勢神宮参拝の際、溥儀は「日本の肇国精神の由来に思いを致し、満州国の今日までの発展は、一に天照大神……天皇陛下の保佑によることを感得し、帰国後、神廟を建て、天照大臣を奉祀する決心を固めた⁽¹⁾」という。また吉岡中将は、帰京の翌日、関東軍司令官に溥儀が伊勢神宮参拝の後、建国神廟の祭神として天照大神を奉祀することを表明した旨を伝え、早くも同11日の臨時国務院会議で建国廟創建案が上程されている。もともと「建国の神」を崇敬の中心として祀り、国民精神の拠りどころとする、という考え方は、1937(昭和12 康徳4)年頃から関東軍などから出はじめ、政府、協和会の間で論議がかわされていたものであった。

この臨時国務院会議で、(1)天照大神を皇帝が奉祀すること、(2)そのため建国廟を建立すること、(3)国本奠定に関する詔書を渙発すること、(4)摂廟として建国忠霊廟を創建し、建国に殉じた忠霊を祀ること、(5)組織法を改正し、皇帝の祭祀に関する条文を加えること等が審議され、翌12日の参議院会議において創建の決定がなされている。その後、7月15日付で組織法が改正され、同法第9条に「皇帝ハ国ノ祭祀ヲ行フ」が加わり、同日宵に建国廟鎮座祭が行なわれたのである。その鎮座祭の様を『満州国史』は、こう伝えている。

「この払曉、万物寂として森厳の氣に満ちた帝宮内庭の祭場に、午前一時五〇分張国務總理ほか、文武頭官、飯村関東軍参謀長以下幕僚、これに続いて祭祀府の橋本總裁、沈副總裁、その他奉祀官、奉祀官佐、伶官が拜殿下段に威儀を正して居並ぶうち、梅津関東軍司令官の参進に次いで、二時三〇分陸軍装に身を固めた皇帝が拜殿上段に着床された。まもなく笏拍子の音を合図に殿内外の灯燵が一せいにかき消され、神秘幽玄の浄闇の中に、厳肅な神降ろしの儀が皇帝により執り行われ、この一瞬『建国元神天照大神』が天降りになった。再び灯火が点ぜられてもとの清明に代わり、……皇帝が五彩幣を捧げて拝礼を行ない、……橋本總裁が日文の告文をかたわらで代読した。次いで梅津司令官以下参列員一同拝礼を行ない、……盛儀を終えた。時に午前三時五〇分であった。⁽²⁾」

この建国廟の創建と同時に、同15日の午前11時に溥儀によって「国本奠定詔書」が渙発されている。この「国本奠定詔書」は、要するに「天照大神……、天皇陛下の保佑に頼らざるはなし」、つまり満州国の今日あるは、天照大神の庇護と天皇の援助によるものであり、「朕嚮に躬ら日本皇室を訪ひ、誠摯謝を致し」、「爾衆庶に詔して訓ふるに一徳一心の儀を以てす」と日滿一体不可分の関係を強調するとともに、「庶幾くは国本惟神の道に奠り、国綱忠孝の教に張り、仁愛安んずるところ協和化する⁽³⁾」と皇道主義の浸透と民族協和を唱和している。

2. 満州国における植民地教育制度の確立

(1) 帝政下学制の教育理念

満州国が新たな教育制度を樹立するまでに6年を要している。すなわち1937（康德4 昭和12）年12月、満州国への行政権の移譲を前に、5月に新学制を公布した。その根本は、「回鑾訓民詔書」の趣旨に基づき、「日満一徳一心」を前提として、日本が親であり、満州が子であるとして、日本語を満州国の共通語とし、式日も日本の紀元節、天長節、明治節を加え、その日には君が代を斉唱させ、宮城・帝宮遙拝等天皇制そのものの移植であった。1932年6月以来、新学制の研究に着手していたが、1937（康德4）年4月10日、その原案が学術調査委員会に諮られ、國務院會議、參議府の審議を経て、同年5月2日、執政溥儀の訪日3周年を期して新学制として公布されたのである。

「我国の教育は建国以来一貫して建国精神に基づく国家国民教育である。即ち建国当初にあっては建国宣言、執政宣言、満日議定書、即位詔書に基いて建国精神を徹底せしむることを主眼とし、特に建国前の旧政権下に於ける排外民主の思想を一掃し、民族協和にもづく新国家の固成に挺身、翼賛すべき満州国国民の錬成を根本目的としたのである。此の根本精神はその後、回鑾訓民詔書により、更に康德七年七月、国本奠定詔書の御下賜により愈々確固たるものになったが、我国教育の根本方針は此の建国の精神に基づいて大体次の三箇条に要約せられる。

- 一、建国精神に基づく国民精神の徹底である。即ち一億一心、日満不可分の関係を体得せしめ、且は忠孝の大儀を明らかにし、旺盛なる国民精神を涵養せしむること。
- 二、実学および勤労を尊尚すること。実学および勤労尊尚の根本方針もまた建国草創の際、既に要路の間に決定せられたのであるが、特に康德4年公布の新学制は、これをもって根本特色とする。……国民の各々がその職務その生活を通じて真に国民としての本務を果し得るが如き実践的知識と技能の習得を根本目標としたのである。このことは王道楽土、安居落業を標榜する満州建国の理想に相応じ、爾來その方針を一貫して今日に及ぶ。
- 三、身体健康の保護・増進である。即ち、如上の建国理想実現に挺身、翼賛すべき国民は健全なる身体の所持者たる事を前提とするが故に、而も満州の風土は亜寒帯気候圏に属して健康上必ずしも良好ならざるが故に、特に身体の保護、体力の増進を強調するのである。

以上の三箇条を以て我国教育の根本方針とし、之に基いて新学制は制定せられた。⁽¹⁾

この新学制の精神に関して皆川豊治とともに新学制の立案と造出に中心的な役割を果たした一条林治（満州国師道大学教授・建国大学教授）は、それは建国宣言、執政宣言、日満議定書、皇帝即位詔書、国家組織法に基づいた「道義の確立・日満一体・民業確立・民族協和・満邦協和」の5項目によるものであると言い、その基本的な道義（＝精神）について次のように述べている。

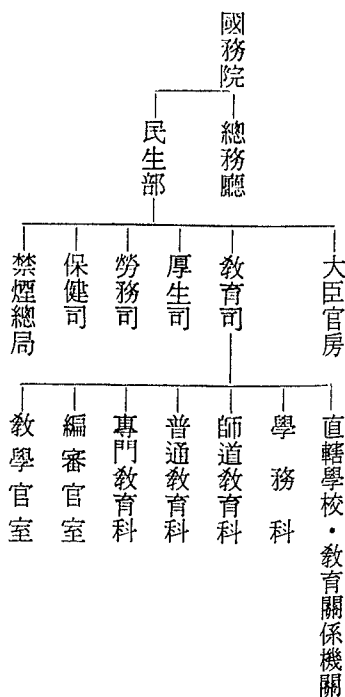
「吾々は建国の必然性に立ちかへり、満州国は日本国を本源として建設されたところの生命一体の国家にして、飽くまでも日本国を本源とし、模型としてその大本を樹てるべきものとした。日本国は天照大神の宏大無辺なる御仁愛とその御仁愛に感激する国民の忠誠とに依って出来た国家なれば、満州国にあってこの仁愛忠誠に依って君民一体、億兆一心の天壤無窮の国家を造ることを以って根本道義としなければならない。而して之に基づくところの人倫の大道は日本の教育勅語に明示されて居る、されば満州国における所謂王道主義も、亦この根本精神に基づいてこそ始めて国家の指導原理としての価値あるものである。⁽²⁾

(2) 植民地教育政策機構と教育制度の再編

また同年7月1日、行政機構の改正によって教育行政は民生部の所管になり、それまで民生部、文教部、蒙政部が所管していた教育、保健、衛生、労務、宗教、その他国民生活に関係のある政務、興安各省の蒙古人教育も民生部に移管し、教育行政を一元化し、学校教育、学芸、教科書の編纂等は、教育司が所掌することになった。

民生部の設置とともに、省および県、旗の行政機構も漸次改正され、省民生行政機関として民生庁、県・旗行政機関として教育科が設置された。(1)省(特別市)新京特別市は行政処教育科、黒河省、興安北省は省長官房民生科、その他の省は民生庁文教科。(2)県・市・旗 教育科、ただし教育科のない県・旗は行政科教育股。(3)蒙古地域(興安北省)蒙古地方に関係のあるものは興安総庁で所管し、教育行政機関としては、政務処に文教科を置き、康德2年蒙政部と改称し、康德4年、行政機構の改正で廃止される。そして同年10月1日、新学制の施行規則「学校規定」が公布され、1938年1月1日より実施された(資料-2を参照)。

資料-2 教育行政機構図



* 『満川建国十年史』 715ページ

さらに同年12月1日の治外法権の撤廃および満鉄付属地行政権の移譲に伴い、日本内地人教育と旧満鉄付属地内の朝鮮人教育をのぞく教育機関は、全て満州国の管轄下におかれることになったのである。だが、満鉄付属地内の在満日本人の教育行政権は、依然として日本側(満州国駐割特命全權大使)にあったのである(昭和12年「勅令」第680号、681号)。在満大使館に教務部(庶務課、教務課、保健・体育課)を設けて、その事務を処理することになり、大使館教務部長官に全權大使、補助機関として教務事務官、視学官、技師以下を置き、上席教務事務官が教務部長となった。

「満州国政府は日満両国間の協定に依り、当分の間満州国領内に於て日本国又はその臣民が日本法令により学校其他の教育施設を開設、経営又は管理すること、且日本政府が日本国臣民の教育行政を行ふことを承認することになり、駐満帝国大使館に教務部が設けられて、その事務を処理することになった。即ち在満日本人教育行政権は治外法権撤廃の保留条項となり、満州国駐割特命全權大使に依り統一管理せられるに至ったのである。この所以は固より日本独自の教育精神の真髓を一層徹底、拡充する要あるに起因することは申す迄もないが、又一面行政の本質上、日本の国民教育と密接不可分の関係を有し、他面満州日本人教育の一元化を図り、且学校経営の適性、合理化を期し、以て治外法権撤廃後に於ける新事態に即応せしめようとした結果によるのである。……

従って教育の根本精神も、我が日本の確固不動の教育方針たる教育に関する勅語を大本とし、日本精神を涵養、振作し、満州建国の精神を体得し、以て満州国構成分子として皇道宣布の使命を達成すべき忠良なる大日本帝国臣民を育成するを以て本旨とした。大使館教務部新設劈頭示された教育綱領には、この根本精神が明らかに表されている。

一、日本精神を涵養、振作し、盡忠の赤誠に徹せしむるを以て教育の基調とすべし

- 二、満州建国の精神を体得せしめ、満州国構成分子たるの責務を遂行するの志操を涵養すべし
 三、他民族より信頼を受くるに足る品位と実力を涵養すへし
 四、心身を鍛練し、質実剛健の気象と堅忍不拔の実行力を養成すへし
 五、勤労愛好の性格を陶冶し、大いに実用、厚生、知識、技能を啓培すへし⁽³⁾

その教務部も、その機構を強化するため、1940（昭和15 康德7）年4月15日、勅令によって関東局に移譲したのである（勅令268号第1条 満州帝国において行う神社および教育に関する事務を掌らしむるため、関東局に在満教務部を置く）。

その機構は、専任の教務部長以下、在満教務事務官、在満教務視学官、在満教務編修官、在満教務技師、在満教務属、職員を置くとともに、それまでの大使館教務部の3課のほかに編修課を加え、4課としている。そして、その教育理念は、建国精神と訪日宣詔の趣旨にもとづいて「一、教育方針 建国精神及訪日宣詔の趣旨に基き、日満一徳一心不可分の関係及民族協和の精神を体認せしめ、東方道徳特に忠孝の大儀を明にして、旺盛なる国民精神を涵養し、徳性を陶冶すると共に国民生活の安定に必要な実学を基調として知識技能を授け、身体健康の保護増進を図り、以て忠良なる国民を養成するを教育の方針とす」とされ、この方針のもとに「学校教育要綱」として次の事項を掲げている。

「教育方針は有効適切なる具体的方法に依りて之を徹底せしめ、抽象的にして迂遠なる方法は之を排す。(一)精神教育を基調として人格の陶冶、徳性の涵養を図り、国民精神の昂揚、顕現に努めんことを期す。(二)労作教育を重んじて勤労愛好の精神を養ひ、偏知教育の弊に陥るなからしめんことを期す。(三)予備教育の思潮を排し、学校体系の各段階に於ける教育をして完成教育たらしめんことを期す。(四)実業教育又は実務教育を重視し、初等教育は之と密接なる関連に置き、中等及高等教育は主として之に依らしむ。(五)体育に関しては其の精神的意義をも了得せしむると共に、衛生方面と相俟て国民健康の保護増進に努む。(六)幼少年の国民教育に重点を置く。(七)中等程度以上の教育に付ては社会の需要、供給を考慮して之を施し、所謂学問遊民の輩出を防止す。(八)女子教育に於ては婦徳の涵養に努め、良妻賢母たるの使命を果し得る如く、特に実務的訓練を施す。

(九)教師の素質改善と実力向上とに力を用ひ、設備、其の他の物的要素を第二義とす。(十)社会の文化、民度、財政等を考慮し、之と隔絶するが如きこと無からしむ。(十一)教育の国家的統制を期すると共に、地方の実情に適應せしめんことを努む。(十二)学校と社会の連絡を緊密ならしめ、学校をして社会教化の中心たらしめんことを期す。(十三)私人の学校経営は認めざることなしと雖も、其の経費、教育方針、教師の任免等に付、嚴重に之を監督す。⁽⁴⁾」

これらの要綱には、例えば正文や（四）等に見られるように、部分的には大正自由教育の成果を吸収しようとする姿勢がうかがわれるが、その点に関しては、前出の一条林治の方法理念にも見てとることができる。

「従来の口と耳との教育を改善して体験の教育、『行』の教育と為し、学校といふ特殊社会的に籠城することをやめて、実社会、実生活と手を握る教育とし、暗誦的、形式的の教育より創造の教育、発明、発見の教育へ、独善主義、利己的自由主義の教育より協和主義的、国家主義的の教育へ、遊戯的、模型的教育より實際的、大自然的教育へ導き、試験や筆答によって結果競はしめる教育よりも陶冶の過程を尊重する教育に、断片的、部分的の偏知教育よりも生命躍動の教育に、命令的、強制的教育よりも自発的、良心的に、外形的、仮定的教育よりも信仰的、情操的教育に導き、かくて旧来の教育に一大方向転換を命ぜんと致したのでございます。

かく『行』の教育、汗の教育、実行の教育に依って国民の性格及び生活の改善を図り、之に依つ

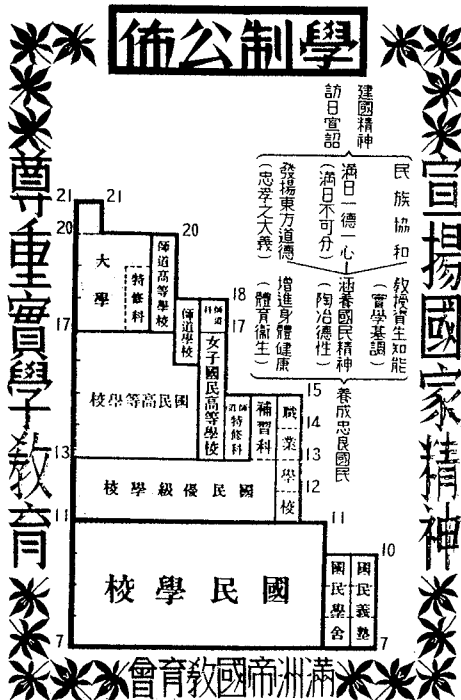
て新国家を双肩に負ふて立つべき知識、技能、識見、信念、品格、熱誠等を有する忠良なる国民を養成せんとし、その確信の下に細かい色々の学校教育の要項、学制立案上の条項等も割り出されて、いよいよ新学制の出現となったのであります。(5)

そして満州国における「学制立案上ノ要点」として11点ほどあげている。

- 「(一)学校体系に於ては教育の就業年限を可なり短縮して民度、文化に適應せしむると共に教育内容を充実せしめんことを期す。(二)教育の機会均等を重んじ、上級学校への連絡関係を円滑ならしめんことを期す。(三)設置主題は学校の種類と程度とに応じて之を統一し、多面経費負担の公平ならしめんことを期す。(四)学科目に関しては有機的に之を統合し、其の数を調整せんことを期す。(五)教育内容は一般的には実業科目に重点を置きたりと雖も、他面普通科目をも課して円満なる国民性の涵養を期す。(六)日本語は日満一徳一心の精神に基き、国語の一として重視す。(七)道德教育、特に国民精神を根基とする精神教育は総ゆる学科目に於て普遍的に之を施さんことを期す。(八)学制全般の体系を紊さざる限度に於て外国留学との連繋に支障なからしめんことを期す。(九)学校の名称は旧来の呼称に拘泥することなく適切なる名称を用ふ。(十)學術の蘊奥を究めしむる為の研究機関は将来必要に応じて之を設置す。(十一)在満日本人教育に関しては別途に之を考慮す。(6)」

この行政機構の改正によって満州国における教育政策は、國務院民生部大臣ならびに教育司が担当することになるが、「國務院各部官制」(1937年 康德 4 年 9 月 勅令第275号)の「民生部」によれば次のように規程されている。

資料一 3 新学校制度図



* 皆川豊治(5)『満州国の教育』(満州帝国教育会 1939年) 423ページ

「第二十条 民生部大臣は教育、礼教、社会、保健、其の他民心作興及民生安定に関する事項を掌理す」「第二十三条 民生部に左の三司を置く 教育司 社会司 保健司 第二十四条 教育司は左の事項を掌管す 一、学校教育に関する事項 二、学芸に関する事項 三、教科書の編纂及審査に関する事項 第二十五条 社会司は左の事項を管掌す 一、国民思想に関する件 二、社会教育に関する件 三、民生の改善に関する件 四、労働に関する件 五、宗教及礼俗に関する件 六、賑恤、救済及免囚保護に関する件 第二十六条 保健司は左の事項を管掌す 一、国民の体育及健康増進に関する件 二、防疫及公衆衛生に関する件 三、医業行政に関する件 (7)」

こうして満州には国民学舎、国民義塾、国民学校、国民優級学校、国民高等学校、女子国民高等学校、大学、師道学校、師道高等学校、職業学校等が設立されたが(資料一3参照)、それぞれの学校の目的、就学年限、教科目等は次のようであった。

- (1) 「初等教育は一般国民としての基礎教育及実務教育を施し、以て忠良なる国民たるの性格を涵養し、其の資質を向上せしむるを其の本旨と

す」とされ、そのために国民学舎（国民義塾）、国民学校、国民優級学校が設置されたのである。それぞれの目的については1937（康德4）年5月2日に発布された勅令によるものである。

国民学舎は、「国民学校の設置困難なる地域又は適当ならざる地域に於て簡易なる国民教育を施すを以て其の目的」（「国民学舎及国民義塾ニ関スル件」勅令70号）とし、就学年限は1年ないし3年で、教科は国民科、算術、作業の3教科のほか、「地方ノ事情ニ依リ此ノ外音楽及体育ヲ課スル事」ができるとしている。また国民義塾は、「私立の国民学舎に該当するものを国民義塾として、現存在の私塾中優良なるものを改編して之に充て」ようとするものであった。国民学校は、「学生の心身の発達に留意して国民道徳の基礎並に国民の日常生活に必須なる普通の知識、技能を授け、労作の習慣を養ひ、以て忠良なる国民たるの性格を育成するを其の目的とす」（「国民学校令」勅令69号）ものであり、就学年限は4年間で、教科は国民科、算術、作業、音楽、体育の4教科である。

- (2) 国民優級学校とは、「学生の心身の発達に留意して国民道徳を涵養し、主として実務に関する普通の知識技能を授け、労作の習慣を養ひ、以て忠良なる国民たるの資質を向上せしむるを其の目的」（「国民優級学校令」勅令71号）として設置され、入学資格は、国民学校の卒業者または11才以上で同等の実力をもった者であった。就学年限は2年で、教科は国民科、算術、実務、図画、音楽、体育の5教科となっていた。
- (3) 国民高等学校は、「国民道徳を涵養して国民精神を修練し、身体を鍛練し、実業教育を基調として国民必須の知識技能を授け、労作の習慣を養ひ、以て国民の中堅たるべき男子を養成するを其の目的」（「国民高等学校令」勅令72号）としており、就学年限は4年間、入学資格は国民優級学校の卒業者か13才以上で同等の実力をもった者となっている。教科目は、国民道徳、国語、歴史、地理、数学、理科、実業、図書、音楽、体育の10教科となっており、このほか語学を課することができるとしている。
- (4) 女子国民高等学校は、その目的に「国民道徳、特に婦徳の涵養に努めて国民精神を修練し、身体を鍛練し、女子に須要なる知識技能を授け、労作の習慣を養ひ、以て良妻賢母たるべき者を養成する」（「女子国民高等学校令」勅令73号）ことを掲げている。就学年限は4年だが、うち1年間の師道科を設置することができるとしている。学科目は国民道徳、教育、国語、歴史、地理、数学、理科、実業、家事、裁縫、手芸、図画、音楽、体育の14科目となっている。また師道科は国民道徳、教育、実業、図画、手工、音楽、体育の7教科である。
- (5) 大学は、「鞏固なる国民精神を修練し、高等の學術の理論及實際を習得せしめ、以て国家枢要の人材を養成するを其の目的」（「大学令」勅令74号）として設置され、就学年限は3年だが、必要に応じて1年以内の延長を認め、入学資格は国民高等学校もしくは女子国民高等学校の卒業者か、同等の実力を持った者となっている。師道学校は、初等教育の教師養成を目的としたいわゆる師範学校であるが、その目的について「師道教育は実践、躬行に留意して堅固なる国民精神の涵養、知識、技能の習得、身体を鍛練に努ましめ、以て人格を陶冶し、教師たるべき者を養成するを其の目的とす」（「師道教育令」勅令75号）としている。

就業年限は2年。さらに2年制の特修科を設置することができ、入学資格は国民高等学校3学年終了者かこれと同等の実力を持った者となっている。特修科の入学資格は、国民優級学校の卒業者もしくは14才以上で同等の実力を持った者となっている。教科目は国民道徳、教育、国語、歴史、地理、数学、理科、実業、図画、手工、音楽、体育、特修科は国民道徳、教育、国語、歴史、地理、実業、図画、手工、音楽、体育となっている。

そしてさらに中等教育の教師養成のための師道高等学校(男子部・女子部)が設置され、入学資格は師道学校、国民高等学校、女子国民高等学校の卒業生、あるいはこれと同等の実力を持った者となっている。学科目は男子部が国民道徳、法政経済、教育、国語、実業、歴史、地理、数学、物理、化学、博物、生理衛生、図画、手工、書道、音楽、体育、語学、女子部が国民道徳、教育、国語、歴史、地理、数学、理科、生理衛生、家事、裁縫手芸、実業、図画、書道、音楽、体育である。最後に就業年限が2年ないしは3年で、13才以上で国民学校か国民優級学校を卒業した者、もしくはこれと同等の実力を持った者を対象にし、かつ「国民道徳ノ涵養ニ努メ、職業ニ関スル知識技能ヲ授ケル⁹⁾」(「職業学校令」勅令76号)職業学校が設置され、国民道徳、国語、算術、職業が教授されていた(体育を加えることができる)。公私立小学校、児童数等の年次推移は、(資料-4)のようになっており、1941(昭和16 康德8)年の児童数は、およそ200万人に達している。

3. 植民地体育・スポーツ政策理念と構想

(1) 体育政策機構と政策理念

満州国における体育政策は、先の国務院各部官制のよれば「民生部保健司」を中心に実施されている。保健司には「四科ヲ置ク」(「民生部分科規程 第十六条」慶徳4年7月1日 政府公報)として「保健体育科 医務科 防疫科 煙政科」が設置され、さらに「保健体育科ハ左ノ事項ヲ掌ル」(同前規程 第十七条)として「一、衛生思想の普及に関する事項 二、飲食物、飲料水及上水道に関する事項 三、下水道、汚物掃除其の他清潔保持に関する事項 四、墓地及火葬場に関する事項 五、移民衛生に関する事項 六、学校衛生に関する事項 七、体育運動及体育団体に関する事項 八、体育衛生の調査、統計に関する事項 九、他科の主管に属せざる事項¹⁾」

そして「保健司各科事務分掌規程」(康德4年7月1日)では「保健体育科」に「保健股 移民衛生股 学校衛生股 体育股 庶務股」が設置され(第一条)、「学校衛生股」は、「一、学生及教員の健康増進に関する事項 二、学生の身体検査に関する事項 三、学校設備の衛生に関する事項 四、身体虚弱者の監督、養護に関する事項 五、衛生教育に関する事項 六、学校医及学校看護婦の指導、監督に関する事項 七、教授衛生に関する事項 八、学校診療に関する事項 九、学校衛生の調査、研究に関する事項」(第4条)を掌り、「体育股」は、「一、体育の指導、奨励に関する事項 二、体育施設に関する事項 三、体力の測定に関する事項 四、学校体育教授要目に関する事項 五、体育運動諸団体の統制に関する事項²⁾」にあたるものとされている(資料-5を参照)。

(2) 体育・スポーツの政策構想

そして1937(康德4)年7月1日の行政機構の改正によって保健体育科に体育股が設置されたが、

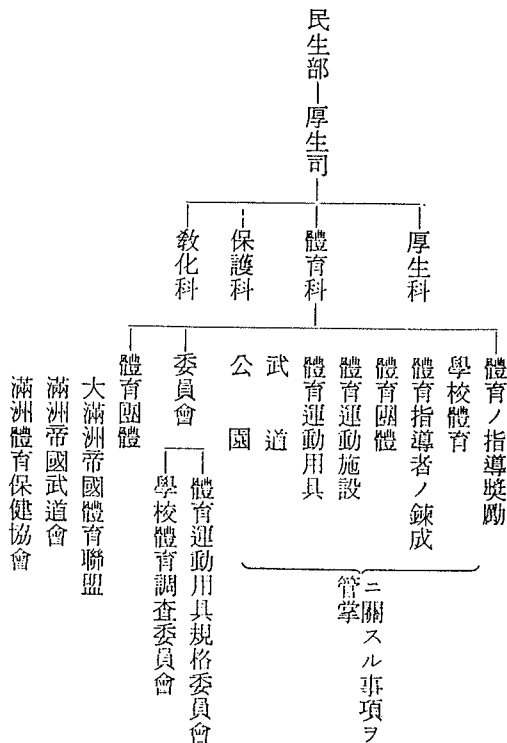
資料-4 公私立初等学校学年次比較表

年度	校数	学級数	教師数	児童数
1932年	11,595	—	20,584	662,795
1933年	9,128	—	16,294	502,223
1934年	12,896	—	24,265	830,960
1935年	13,410	22,524	24,767	896,054
1936年	13,674	23,217	26,077	1012,493
1937年	14,335	26,470	29,023	1179,910
1938年	20,182	34,578	39,713	1614,357
1939年	19,348	37,287	41,175	1681,427
1940年	19,908	38,086	45,648	1972,146
1941年	19,188	39,966	46,932	1998,576

(各年度末 ただし1932, 33年は7月現在)

* 『満州国史 各論』(1086ページ)より作成

資料—5 体育行政機構図



*『満州建国十年史』 885ページ

健康増進は産業上、作業能力の増大と優秀なる技術の源泉なり、国防上は其の基礎となり、更に不健康に原因する国民生活の生活不安、貧困化を除去し得て、社会政策上亦重要な役割を有するものとす、本科は体育運動の重要性と満州国の特殊事情を考慮の上、満州国に於ける体育の指導方針を次の如く定め、之に基いて諸種の具体的方策を講ぜんとす

一、国家觀念の涵養

体育を通じて堅忍不拔の氣象と規律を重んずるの習慣を養ひ、併せて協同、団結の精神を宣揚して国家觀念の涵養に努むること

二、品性の陶冶

体育は身体の修練を通じて健康を増進し、兼ねて品性を陶冶するを以て目的とし、体育にして同時に徳育、知育たるべき旨を強調し、徹底を期すること

三、民族の協和

体育運動を通じて民族間の融和力の習慣を養ひ、五族協和の実を挙ぐること

四、青少年の体力増進

青少年の体育、特に学校体育に重点を置き、国民体力の根本的改善を期すること

その体育股の所掌事項を次のように規定している。
「一、体育の指導、奨励に関する事項 二、体育施設改良に関する事項 三、体力の測定に関する事項 四、学校体育教授要目の制定に関する事項 五、体育運動諸団体（体育連盟、体育保健協会、武道会等）の統制、指導に関する事項 即ち学校体育、社会体育両方面に亘り、国民の体育及健康増進に関する事項を管掌す 七月一日新設以来の処理事項竝に本年の実施予定事項の主なるもの左の如し

一、国内体育行政及体育運動普及及状況調査 二、体育衛生講習会に本部、体育連盟より講師派遣三、満州体育保健協会の本部及支部の組織及事業遂行に関する協定 四、満鉄付屬地に於ける体育施設引継に関する打合 五、体育連盟主催体育大会状況視察 六、本年度実施体育週間に対する指示 七、青年訓練所、民衆学校の体育教案作成 八、学校体育教授要目原案の作成 九、体力測定器の地方配布に対する調査 十、体育主任会議の開催 十一、事項「将来ノ方針」中に掲ぐる各事項の準備⁽³⁾」

その「将来ノ方針」のなかで次のように述べている。

「保健国策上体育運動の占める重要性に就いては贅説を要せず、体育運動に依る国民の体位向上、

五、体育、保健思想の徹底

国民全般に知育偏重の弊を知らしめ、体育の重要性を体せしめ、国民体育、保健思想の自発的興起を図ること 右の根本方針に基き、近き将来に於て本科の実施せんとする具体的事項の主要なるもの左記の如し

第一 体育行政機関の充実（省、市、県への体育官配置） 第二 学校体育対策 一、学校体育教授要目の制定 二、体育督（視）学官の設置 三、屋内体操場、其の他の体育施設の新設、改善 四、体力測定 第三 体育指導者の養成 一、国立体育学校及附属体育研究所の設置 二、体育講習会の実施 第四 社会体育対策 一、国民体育教範の編纂 二、総合運動場の建設 三、小公園（児童遊園）の設置 四、体力優秀章の制定 五、建国体操及国技的運動の普及 六、『正しき姿勢保持』の全国的普及 七、勤労時間の短縮及制限に関する基本調査 第五、体育運動団体の統制第六、体育運動に関する基本的調査⁽⁴⁾

そして、それぞれについて具体的に注釈を加えている。

「 第一 体育行政機関充実（省、市、県への体育官配置）

行政機構の改革に伴ひ、保健体育科にて体育行政を管掌することとなり、中央に於ける体育行政機関は漸次拡大、充実の気運に在るも、其の手足たるべき地方の体育担当者は未だ専任の体育官設置せられ居らざる為、頗る薄弱なり、省並に特別市に於てすら総て他の教育事務を看るか、或いは体育連盟の主事を兼務する等煩雑なる職務関係に置かれ、伴食的地位と看られ勝る為、其の指導、統制力充分と称じ難く、中央との連絡、現地に於ける指導、調査等に活動し兼ねる状態なり

従つて中央の方針を体し、各省、市、県に在りて直接学校、其の他一般民衆に接して其の指導に当る（日本各府県に於ける体育運動主事に相当する）体育官（官吏）の充実は緊急事にして、地方に於ける体育施設の整備及体育の指導、奨励、体育官の配置を俟つて纔めて期し得るものとす……本科の方針としては、先づ第一次として全国十六省及特別市に体育官を配し、次に市、県に及ぼす計画なり、体育官の担当すべき主要事項左の如し

学校体育の指導及査閲 学校体育施設の改善 整備、学生、児童の体力測定、学校体育教授要目に関する指導 教員に対する体育運動の指導 社会体育の指導、奨励 都市総合運動場の新設 青年訓練所生徒、其の他国民一般の体力測定 国民体育教範及建国体操の普及 冬期に於ける体育及体育施設の指導

第二 学校体育対策

満州国に於ては其の特殊事情に基き、体育の普及、徹底を図らんが為には、第二の国民たる現在の青少年、特に学生、児童を対象とするを最も効果多く、且根本的改善を為し得る方針とす、依つて学校体育に重点を置き、之が向上を期せんとす

一、学校体育教授要目の制定

学校体育教授要目制定の必要なる所以は改めて説く必要なく、現に其の制定なき為、学校教員は体育科として何ら系統的なる順序なく、極めて単純なる教授をなし、体育の素養乏しき地方の教員は体操としては僅かに建国体操のみを児童に教え居るが如き例も少からず。各地に実施せる教員に対する体育衛生講習会の席上、常に教員より制定の速かならんことを求められたり

依つて本科は本年より康德五年初めに亘り之が制定をなし、体育教授に基準を示すべき方針を樹て、其の準備中なるが、立案に当りては各国の例を参照し、且満州の風土、人種的、体質的特徴、

教員，其の他指導者の素養の程度を考察して，適宜の取捨を行ひ，満州に於ける諸権威者を網羅する体育衛生審議委員会（新設の予定）の審議を経て制定の予定なり

二、体育督（視）学官の設置

一般教科目に対し督学官の存する如く，体育科目の成績を考査する督学官の必要なることは云ふを俟たず，勿論，従来と雖も，体育科目は他の教科目と一様督学官に依りて査閲を受けたるも，体育科は科目の有つ特殊性に依りて種々の技術的考察を要し，且進歩，発達に依りて其の研究，指導は督学官をしてよく他の教科目の視察と兼行はしむること不可能なり

若し体育科目に充分理解，経験の有せざる督学官が一般教科目の査閲の際，之をも合せ行ふとせば，竟には日本に於て経験されたる如き知育編重，体育軽視の風潮を招来すべく，其の結果，国民体力の低下を来すべきは火をみるよりも瞭かなり 依つて本科は学校体育の円満なる発達を計る見地より，体育科目専任の督学官を民生部に設置の方針を有し（漸次各省に専任の視学官を置く，之を実施の予定なり

三、屋内体操場，其の他体育施設の新設改善

学校体育施設として屋外運動場及屋内運動場，竝に其の附属器具を以て主要なるものとす，世界各国に於ても北歐諸国の如く，寒帯近く位する国には屋内体操場の設備よく備はり，なほ屋外の運動場は一定面積を有する地面を備ふるときは，其の新設に多額の費用を要せず

満州国に於ては施設充分とは称し難き適当なる屋外運動場を有するもの多し，唯屋内運動場，体操場に至つては建設費と維持費に多額の支出を要する為，都会地に於ける僅少の新設各校を除けば，其の設備あるもの殆どなし（……新京に於ける私立小学校二十校中屋内体操場を有するもの一校に過ぎざるを以て，他は推測し）得べし，為に雨天の際に於ては冬季嚴寒の候に於てはスケートの如き特殊の運動を除き，約箇年間には体操，運動を休止せざるを得ない現状にして，学校体育上看過し得ざる状況にあり，依つて本科は地方に対し極力屋内体操場の新設を奨励すると共に，積極的に之を援助するの方針を樹てる予定なり……

四、体力測定

従来全国に亘り学校体育の基礎調査たる精密なる体力測定の行はれざりし為，学生，児童の体力，発育状態不明にして体育教授要目の制定，其の他根本的方策の樹立に甚しき障害となりたり，……地方の学校に於ては体重計，其の他の身体検査器を備へざるもの甚だ多く，加之教師の測定技術の未熟なるの点も加担して，身体検査又は体力測定の遂行上一大支障を来しつつあり

……尚当分は集計，其の他の関係より身長，体重，胸囲及発育状況の四種目の検査に限る現行の身体検査を続行するも，漸次種目を増加して体力測定を為すが如し，児童，学生の体力を詳細，適確に測定して，児童，学生をして自己の体力を自覚せしめ，或は欠陥の矯正に役立たしめ，平均以下の者に対し，其の救護の基準となす等，凡ゆる対策の基礎たらしむる予定なり，体力測定を行ふ場合の種目の概略，次の如し

一，身長，二，体重，三，胸囲，四，座高，五，比胸囲，六，呼吸縮張差，七，肺活量，八，運動に依る脈拍数の変化，九，筋力，十，走力，十一，跳力，十二，巧緻力，十三，投擲力，十四，懸垂力

第三 体育指導者の養成

一、国立体育学校及附属体育研究所の設置

日満両国を通じ医育機関としては幾多の官公立大学乃至専門学校を有するに拘らず、保健の積極的方面たる体育に関しては、其の研究乃至指導者養成の機関として僅かに文部省の体育研究所と官立学校に附設せられたる体育科とあるのみにして、独立せる専門の体育学校は国に於て之を設置せず、体育の指導者養成は之を二、三私立の体操学校に任せ居る現状なり

満州国に於ては此の点全く日本の例に倣ひたりと云ふべく、指導者の若干を日本に仰ぎたる以外は、従来本国に於て積極的に優秀なる指導者を養成することは、何等考慮を払われて居らない、之を欧米の諸国が何れも多大の国費を投じて、国家自ら程度高き体育大学、或は体育専門学校を設立し、優秀且多数の学校、社会体育指導者の養成に努力し居るに比較し、雲泥の差異と称すべく我国将来の国力発展上多大の不安の念を感じざるを得ず

瑞典体操の発祥地たる瑞典に於ける国立中央体操学校が既に百二十年前に設立せられたるを云ふは、稍々比較不当の観あるも、敗戦国たる独逸にしても、文化稍々低き伊太利に於ても、又隣接ソ連に於ても、何れも大戦後体育方面には国力回復、国力興隆の要用として体育を重視し居るに鑑みる時、日本及満州国に於て慎重考慮を要する問題と思慮せらるる……

日本乃至満州国に於ける知育偏重の弊を打破して、体育と人格的教育を重視、尊重の風を将来するの点に於て、単に体育の点に於てのみならず、教育全体に対し、もたらす好影響は特筆すべきことなり、更に体育運動指導者に優秀なる人材を集め得る点スポーツを一層精神的にし、生活化し得る点を考ふれば、独立せる国立体育学校の設立は目下緊急なる問題と云ふべく、満州国の全国的体育の発達第一歩は実に此の問題の実現に在りと言ふも過言に非ず

本科に於ては以上の見地より国民学校体育教員三千名、国民高等学校配属専任体育教員三百名、都市体育指導者六十名、官庁、大会社、銀行配属担当者百四十名、計三千五百名の養成を第一次目標として養成機関を設立せんとし、本明年準備期間として其の程度、規模、内容、其の他研究し、具体案を得次第設立せんとす

尚本科の方針として体育運動は単に身体の鍛練に止めず、体育運動を基礎として従来文に編したる在住民族の生活改善を企図するを以て、右の体育学校には体育研究所を附設し、体育及衛生の見地より満州国の特殊事情、即ち在住民族の人種的、體質的特徴を始め、衣服、住宅、風俗、習慣、栄養、職業等の生活様式及之に適當せる体育運動、其の施設等に就き根本的研究をなし、合理的、科学的なる衣食住の方法の工夫に努力せんとするものなり

二、体育講習会の実施

右の如く本科に於ては国家百年の計を以て、優秀なる人材を集め、之に徹底せる体育教育を施さんが為、体育学校設立案を有するが、一方現在の学校教員に対しては毎年実施し居る教員の体育衛生講習会を今後も連年継続、補習的教育を計る方針なり、地方各省の教員に対する講習会は毎年、程度稍々高き指導的教員に対する中央の講習会は隔年開し居るも、従来の実績良好なるに鑑み、今後は雙方共に毎年盛大、且実質的に実施の予定なり

第四 社会体育対策

一般公衆への体育普及、体位の向上に対しては幾多の方法あるも、従来採用されたる体育思想普及の方法は、講演、映画、ポスター等耳目を通ずる体育の重要性認識を主としたるが如し、現在の民

衆の教育程度を以てすれば、右の如き方法の併用は勿論欠くべからざる処なるも、本科今後の方針としては、更に直接公衆一般の自ら実行し得る諸種体育運動を興へて、公衆に実践せしめ、公衆をして体育に親ましめ、興味を有たしめ、自然的に国民の体位向上、健康増進となる如く仕向ける方針なり、其の方法に就いては今後の考案に俟つ処なるも、現在直に実施せんとする事項は左の如し

一、国民教育教範の編纂及其の普及

最も簡単に国民が実践し得る体育運動の数種目に就て、之に明瞭なる解説を附して一般の実行に便せしめ、之に国民の遵守すべき体育及衛生に関する注意事項を加へて、国民の生活改善の一助たらしめんとする案にして、之が全国津々浦々に於て迄実行さるる暁に於ては、満州国民の体位は著しき向上を示すものと思料さる、但し直接広く一般公衆を対象とし、之に呼掛くるも、効果を充分に挙げ得ざるを以て、順序としては、先ず毎年学校の卒業生に交付して、永く実行せしむると協会の青年訓練所並に各地の民衆学校生徒を中心として普及する予定なり……

二、総合運動場の建設

体育運動発達、助成の爲には総合運動場の設置を急務とす、現在新京に国立総合運動場ある以外は、大都市に於て完備せる総合運動場の設備なき爲、各種運動に優れたる者、運動の希望を有する者も、多くは充分に驥足を伸ばし得ず、又各種運動も実施し得ざる状態なり

本科に於ては第一期計画として奉天の如く、満鉄側にて其の施設を有するものは之を除き、人口五万以上の都市十一、二都市に対し、夫々省、市当局を懲慚し、且国庫よりも必要な補助を支出して、其の建設を促進するの方針にして、建設費を一箇所四十万円乃至二十万円とし、様式は概略新京南嶺総合運動場の例に従う予定なり、尚、今後施設すべき総合運動場には必ず指導者を置き、常時運動場に在りて指導に當らむものとす

三、小公園（児童遊園）

公衆一般、特に都市の児童に体育運動を普及する爲には、総合運動場の外に、幼児及少年、少女の遊戯運動を主としたる公園乃至児童遊園の各所に数多く設置せらるゝ要あり、総合大運動場は遠距離居住者の使用に便ならざる爲、自然、使用者及使用制限せらるる傾向あり、児童の運動の爲には、小公園乃至児童遊園の数多く配置せらるること、健康増進上望ましきこととす、此の種小公園乃至児童遊園は面積必ずしも広大なるを要せず、一箇所八、九百坪程度にて十分機能を発揮することを得、児童の遊戯用としては諸種の運動器具、砂場、広場、緑陰等を、成人の爲には鉄棒、跳箱の如き体操用具を備へ、又休息の爲にベンチを比較的多く備ふ

而も此の種の公園は、位置は市街の裏通りにて喧騒を避け得る処を可とし、地形の不整、其の他の理由に依りて宅地に不適當なるものを利用するを得るを以て、都市計画上も利便多く、且非常の際にては避難、其の多の用に供せらるゝを以て、之が建設は都市に於ては一石二鳥の効あるものとす、依つて……小公園乃至児童遊園の一定の基準を作成し、現に都市計画中の都市には勿論、既設の都市に於ても出来る丈多数、之を介在せしむる様奨励する方針なり、……

右の小公園、児童遊園乃至森林造営等は之を地方行政機関に委せ置くも、実現は容易ならざるを以て、地方に於て現在の体育保健協会又は児童愛護連盟の如きものを設立せしめて、之をして側面的援助を為さしむる予定なり

四、体力章の制定

国民体力発達に就いて最も留意すべき国民の個人個人に付、自己の身体、体力に充分なる関心を有たしむることなり、其の最良の方法は体力優秀者（一定の標準以上の者）に付、之を表彰し、体力優秀者をして名誉と自信とを有たしむ、普通体力者をして一層の努力を以て優秀なる体力の所有者たらしめんがため、体力章を制定せんと

但し本案の実施に当りては、既に列強に於て之に類似せる事項を実施せるもの一、二、（ソ連の百五十万人の佩用者を有する『労働と国防に備へよ』のゲ・テ・オ章の如し）あるを以て、模倣に陥らざる様、体力優秀標準の決定、その他に関し、慎重なる考慮を要す、表彰の標準、方法種々あらんも、標準は体力測定種目に就き一定の標準を設け、毎年国民体力検査を行ひ、此の標準に達する者は表彰の意を以て、一定のバッヂを興へて常に佩用せしめ、一定の特典を興ふる如く考慮するものとす

五、建国体操及国技的運動の普及

建国体操は康徳二年五月二日、御訪日を記念し奉りて制定せられたるものにして、其の意義の深きこと、国民に相当の親しみを有たれ居るとに鑑み、一層普及を計るの要あると云ふべく、又各種の体育運動に就ては国情に適せざるの故を以て、特に奨励を行はざるものを除きては、概ね不偏的に奨励する方針なるが、過去数箇年間の経過より見て、ア式足球の如き在住民族の興味を有するの運動も分明し来りたるを以て、之等に就ては特に重点を置き、普及するの予定なり

六、正しき姿勢保持の全国的普及

『正しき姿勢』の保持は体育の最初的手段ふして、且最終の目標の一なり。体育思想低き満州国民をして、体育に関心を有たしむる一法として最も単純にして分りよく、而も重要な『正しい姿勢の保持』奨励は、衛生体育思想上好手段たるを失はない、毎年実施せらるる体育週間、その他凡ゆる機会に於て『正しき姿勢の保持』の觀念を培ひて、数年後に於ては一度足を満州国に踏み入れる者は、国民の直姿堂歩に驚くが如き状態に達する迄徹底せしむる予定なり

七、勤労時間の短縮及制限に関する基本調査

体育運動の発達に伴ひ、如何に完備せる体育運動施設を設け、其の利用を一般に奨励するも、現在の如く小工業者、又は小会社、銀行従事員に見るが如く、勤労時間長きに失するか、勤労、休息時間の分岐不明確なるか、又ハ休日、休暇の給与少き状態に於ては、決して充分なる成績を収め得ず、且国民を過労に陥れる傾向ありて、一般国民の体位向上を図ること困難なり、依って本科は近き将来、一般特に都市民の勤労時間に就ては、其の能率と関係を考察の上、適当なる短縮乃至制限を行ふべき基本調査を実施し、以て国民の健康増進と休養、並に体育の向上に資せんとす

第五 体育運動団体の統制

体育行政機関が充実すると共に、体育運動に直接関与する体育運動団体が健全なる発達を遂ぐることは、体育の普及、発達の為に必要なことにして、本科に於て此の点、特に留意する方針なり。尚民間各種団体の体育運動に関する事業、諸事業等に対しては、其の円満なる発達を助長する意味に於て国としても必要な補助をなす方針を有す

第六 体育運動に関する基本的調査

国内に於ける体育の普及状況，人的，物的施設の現状，外国に於ける体育行政，其の他満州国体育発達の資に供し得べき基本的調査は，従来殆ど之を行はざりしを以て，現在に於ては各種の具体的問題の取扱に際しても，其の資料を欠く状態なり，依て今後，此の方面の調査には特に力を入れ，調査の完備を期する方針なり⁽⁶⁾」

ところで，その日中戦争前後の満州国における体育の実相とは，どのようなものであったのだろうか。残念ながら，それを忠実に伝える資料にめぐりあってはいないが，ここにある座談会が残されているので，それによって，その一端を推察するほかない。

「(司会)A 早速座談会に移りたいと思ひます。第一番に時局に即して，如何に体育の実際を行っているかについて，皆様方の学校，特に地域的なものに就いて御話し願ひ度いと存じます。先づ…天津からお出の西本さんからお願いします。西本…天津は事変で真っ只中の都市ではありますが，現在の教育，特に体育についていへば，…吾々の見た処では，児童，生徒の状態は満州の児童，生徒と同じ状態であつて，頑丈なものにしようと努めています。

然し施設の不充分な為，思ふように手を伸ばし得ませんのが残念です。…天津は月に二千人の邦人が増加しつつありますので，従つて狭い処で，二十人，三十人と教育しています。…体育施設としても日本租界は狭い為，運動場には恵まれていません。第十小学校は生徒数千人を数へ乍ら，運動場に恵まれていない為，屋上にて体操を実施しています。事変下にある吾々指導者は，この施設問題に対してもっと積極的に如何にすべきかを考へねばならぬと思ひますが，未だ考えていません。

A…今度は朝鮮に渡りまして谷本さんに願ひます。谷本…朝鮮の体育につきまして，朝鮮は日韓併合によって稍異つた民族をなしていますが，教育の中心目標として各科の内鮮一体教育に邁進して居ります。内鮮一体の教育は皇国民の一体にありまして，体育にも武士道精神をん取り入れて，日本精神を鼓舞しています。中学校・小学校では皇国民の体操を実施しています。剣道の型を体操に入れたもので，木刀を持って前進，後退から順序よく構成されたもので，総督府がこれを管理してやっています。

朝鮮には次の如き朝鮮教育三大綱領というのがあります。一，国体明徴，二，内鮮一体，三，忍苦鍛練…大学・中学にあつては，一，我等は皇国民なり，忠誠以て君国に報ぜん，二，我等皇国民は互いに親愛協力し，以て団結を固くせん，三，我等皇国民は忍苦，鍛練，力を養ひ，以て皇道を宣揚せん，初等学校にあつては，一，私共は大日本帝国の臣民であります，二，私共は心を合せて天皇陛下に忠義を盡します，三，私共は忍苦，鍛練して立派な強い国民となります，…体育に於きましては，現在では，総督閣下は学校の体育のみでは心細いと云っています。従つて総督府では皇国の振興に力ある大なる体力の持主を造ることを主眼として居ります。…又国防競技会を総督府の方にてやり，その種目を指定して割合に好成績を挙げています。皇国民教育が主でありまして，戦闘的の体育を加えねばならぬと云う事が叫ばれ，朝鮮全半島に響き互っています。…

A…他に特別のものがありましたら？ 西本 北支で体育は日華親善の為に〇〇が主体となつて，生徒，児童，一般が一緒になつて，日本的なもの，支那的のものを一緒にした体育大会が行はなければならないと云ふ傾向であります。

A 今夏，日滿華競技が行はれるようになっていますが，あれに就いては何か…西本 競技会は別にして行ひます。と申しますのは，競技会とすれば悪い事があるのです。それは時々試合に負けたりすると，日本人が非常に弱いと云ふ事を思はせたり，種々の悪影響がスポーツによって原因

される事があります。それで非常に注意しています。そして地方別に各学校の対抗をやることはひかへています。序でに以前満州に居ましたので、満州について申しますと、先づ『体育は職員から』と云ふことで、一日童心に帰ると云ふことから、互に親善、向上を計っています。戸外運動としては、裸体体操を行っていますが、零下一五度までは裸体体操を行っています。……

中島海 貴君の学校のみですか。西本 大連市、旅順は全部やっています。又関東州は……体力テスト、校長の内申及び医師の診断でやっています。胸囲が平均に達しない者が非常に多くなりましたので、懸垂運動の奨励、胸囲の拡張にも努めています。……目下は国防スポーツ、勤労奉仕が盛んに行はれています。

A 会田さんにお願ひします。会田 課外運動は、毎週二日以上割り当てています。分列行進、全校体操、行進遊戯(女子)、相撲体操(四年以上男子)を行っています。毎月一回青少年学徒に賜った勅語の御下賜の日を神霊日と名づけて、赤白運動を行ひ、心身鍛練に関する訓話をなしています。体育的の自覚を高める方法としまして、児童手帳を作って身体検査の結果を記入し、記録を自分で書き込んでやっています。⁽⁶⁾

あとがき

傀儡国家満州国における植民地体育政策は、1934(昭和9)年から1937年(昭和12 康德4)年にかけてほぼ確立されたとみられるが、それらは、いずれも昭和12年前後における新体制下の教育理念や国民学校制度に象徴される日本のファシズム体育政策の理念、制度のイミテーションにほかならなかった。つまり大正自由教育の成果とともに、極めて神秘主義、非合理主義的な日本のファシズム体育理念や論理を移植、強制し、その上に「王道主義・スポーツ王道」、「民族協和」、「日満一徳一心」といった文言を冠したにすぎない。逆説的に言えば、わが国のファシズム体育は、単に自国民のみならず、明らかに他民族をも抑圧するイデオロギーと装置を提供し、かつ補強することになったのである。例えば先の山崎伊太郎は、国家有機体説の観点からこう述べている。

「今や世界多くの国家が国民に要望する体育は、……身体的、医学的なものや、又個人的、自由的なことで満足することが出来なくなり、即ち一国家、又は一民族が国防上、又は民族存続の安危に対し、或は国民の生活力を挽回するとき、又は民族の躍進の為等、国家的団結を要する場合には国民の一體体となって完全に責任を感じ、更に国家主義的、全体主義的精神を喚起するところの精神的、意志的なものを共存する体育であることが叫ばれる様になったのである。

……今日の体育は、国家及国民、民族との関係を離れて自由主義的、個人主義的なものであり得なくなった。故に国家は国民全般に対し体育の普及を計り、その実行によって振興を促し、旺盛なる精神と強健なる体力を具有する国民を養成することが必要となり、所謂民族主義的体育の建設に向って拍車をかけるであらうことが予想されるわけである。予て大石氏が民族的体育の日本の建設と謂ふ言葉を用ひられているが、恐らく之れは先人未発の言葉であると私は敬服している。⁽¹⁾

まさに日満のスポーツ文化圏を形成することによって満州国体育は、「民族的体育の日本の建設」の一環として位置づけられたことを意味するものにほかならない。

凡 例

一、旧字体を一部新字体とした。

- 一、西暦、満暦、和暦を並記した。
- 一、カタカナ文の一部ひらがな文とした。
- 一、ルビの一部は引用者とする。

注

1. 教育行政機構の再編と溥儀の再訪日

- (1) 『満州国史 総論』 670ページ
- (2) 同 前 671～672ページ
- (3) 同 前 672～673ページ

2. 満州における教育制度の確立

- (1) 『満州建国十年史』 702～703ページ 傍点筆者
- (2) 「満州新学制の精神」文部省教学局『日本諸学研究報告 教育学』第18編 1943年1月 281ページ
一条は、次のようにも述べている。

「満州の子供は仮令学校は貧弱でも、彼の淳朴なる精神、忍耐強き精神、勤労愛好の精神、強健なる身体等を以って立派なる国家を造る希望に燃えつつ大なる平原に身を託し、スクスクと伸びつゝあります。吾々は日本朝野ことに教育家各位の御援助を得、更に一層の努力を以って満州国の元神たれ至仁至愛広大無辺なる天照大神の尊き御姿を彼等幼少年の純真な心底に植えつけて真の道義国家をつくり、世界改造の拠点としたいと思ふのであります。」(同前 286ページ)

一条は、東京帝大教育学科を卒業し、渡満して旅順師道学堂の研究科主任となる。その後、満州国文教部事務官として国立教員講習所主事・国立高等師範学校教授・文教部学務司・文教部督学官兼編纂官・教学官兼師道高等学校教授女子部長等を経て、1940（昭和15 康德7）年には新京法政大学教授兼師道高等学校教授になり、さらに、その後建国大学教授・満州帝国教育会理事等を務める。他に「満蒙に於ける師範教育に関する卑見」（『満蒙』1932年9月号）等がある。

- (3) 同 前 768～769ページ
- (4) 『満州国体育行政概要 上』 9～10ページ
- (5) 一条林治 前掲論稿 285ページ 傍点筆者
- (6) 『満州国体育行政概要 上』 10～11ページ
- (7) 同 前 2～4ページ
- (8) 皆川豊治は、東京帝大独法科を卒業し、満鉄の東亜調査局に勤務する。その後、帰国し、東京・盛岡・仙台の地裁検事を歴任し、満州国建国の3ヶ月後に再度渡満し、國務院総務庁理事官となり、秘処長、人事処長、さらに錦州省総務庁長を経て文教部総務司長となる。1937年の政府機構再編では民生部教育司長を留任するが、退官して満州国協和会に入り、中央本部総務部長に就任するとともに、満州帝国教育会理事も兼ねる。
- (9) 『満州建国十年史』 705～710ページ

3. 植民地体育・スポーツ政策理念と構想

- (1) 『満州国体育行政概要 上』 6～7ページ
- (2) 同 前 7～8ページ
- (3) 同 前 68～69
- (4) 同 前 70～71ページ
- (5) 同 前 71～80ページ
- (6) 「地方体育を聴く座談会」『体育と競技』昭和14年9月号 24～29ページ

あとがき

- (1) 前掲論稿 61ページ 傍点筆者
山崎の指摘は、言うまでもなく大石峯雄が昭和11年に著した『民族的体育の日本的建設』（成美堂）のことをい

う。大石は、このなかで「第一篇 民族的体育の諸理想」として医学的・生物学的・実践的・主意的体育を論ずるとともに、ギリシャ、ローマ等の国家主義的体育を解説し、「第二篇 最近に於ける民族体育運動」ではナチス・ドイツ、チェコスロバキア、イタリア等の国家社会主義ならびに民族主義体育を紹介し、「第三篇 日本体育の本質観」においては篠原助市の意志的・人格主義的体育論が正当であるとしている。

(1995年4月30日受理)

